

☆☆☆地域防災推進事業☆☆☆

(防災をテーマに地域のつながりを取り戻す)

目的：コミュニティの確立、自治会の活性

内容：災害が発生した時を想定し、防災を専門とする NPO、学識者などと自治会と一緒に地域での取り組みを考えていく。

実行するには、各主体の協力が必要



地域コミュニティ

地域住民の把握《9条》
参加の呼びかけ、広報
地域情報の提供《11条》

市民

地域課題を認識し、主体的に参加する
《12条》

協働

市民活動団体

専門知識やワークショッププログラム立案、自治会との連携
《14条》

市

避難場所の設置、周知
教育機関、専門機関、
市民団体との連携
《13条》

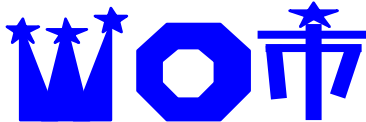
事業者・教育機関

専門知識や物品等の提供
《10条》

各主体が協力するには・・・

市

まちづくり条例基本を広く市民にわかりやすく伝えたり、各主体の役割を把握するコーディネート機能が必要《7条2項、8条》



協働のまちづくり 市民会議

第13回

☆日 時☆

平成20年5月16日(金)

18:30~21:00

☆場 所☆

山口総合支所第10・11会議室

☆テーマ☆

地域フォーラムに向けて

☆本日のプログラム☆

18:30 スタート・委員の紹介

18:45 フォーラムの協議

○ 開催当日の流れ

○ フォーラムの内容

19:50 休憩

20:00 想定問答について

20:20 フォーラムにむけての準備
(各グループごと)

20:50 次回について

21:00 終了 アンケート記入

※会議の進行状況を見て、プログラムを変更することがあります。

90
分

5月12日に曾田委員プロデュースのもと、中村委員、西村委員の出演でケーブルテレビの収録が終わりました。5月19日から1週間、藤原バナナ店の中で放送されます。

おめでとう

4月から産休(?)で、市民会議を休まれている河村委員が4月22日にめでたく男の子を出産されました。優太くんです。

使える条例になっているかな？

いよいよ『山口市まちづくり基本条例素案(中間案)』の地域フォーラムが開催されます。この条例は地域課題をダイレクトに解決する魔法のようなものではありません。地域の課題を感じ、なんとかしていこうという人たちを応援し、新しいしくみを模索していくものです。具体的にどのように条例が使えるのか、委員から出された課題解決の事業を進めていく上での課題と条例との関係をイメージしてみました。

☆☆☆654自治会キャラバン実施事業☆☆☆

(自治会運営の円滑な方策を研究する事業)

目的：地域コミュニティの体制づくり

地域の人材育成・発掘

内容：地域コミュニティ講座を各自治会毎に開催する

① 住民自治って何？

条例に基づく組織体制や自分たちで生み出せるものは

② 地域の人財探し

眠っている人財の知識や知恵

③ 地域再生の糸口

地域に残っている素晴らしい伝統行事などを考える

④ 限界集落について

これから自分たちの地域はどのように変わる？

この事業を実際に進めていくためにはたくさんの課題があります。

住民は・・・

参加して意見をいうなんてできんよね・・・
私ら難しいことはようわからんけん

市民の役割

■市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努める《5条》

■市民は、地域コミュニティ活動を理解し、地域活動に主体的に参加、協力するよう努める《12条1項》

■市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努める《12条2項》

自治会は・・・

うちの自治会ではいまさらこんなことできんいね・・・

地域コミュニティの役割

■地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くし、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組む《11条1項》

■地域コミュニティは、各種団体と交流・連携し、まちづくりを推進する《11条2項》

そんなこと言われても、わしも年だし、参加の呼びかけくらいはできるけど、事務局や手伝ってくれる人がおればいいけど・・・？

地域コミュニティ活動への支援

■市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、地域コミュニティに対して情報の提供や活動拠点の整備など必要な支援をすることができる《13条》

この度、孫やひ孫ことも考えてまちづくり条例ができたんよ。今までとは違うんじゃけん、まあ行ってみよういね。他にもわからん人はよ一けおるんじゃけん、難しくてわからんと率直に言うことも大切なんよ。

人づくり

■市は、まちづくりの担い手を発掘、育成する施策を講ずる《8条1項》

■市は、まちづくりを支える人材を支援する施策を講ずる《8条2項》

事業者、教育機関の協力

■事業者や教育機関は、地域社会の一員として、協働によるまちづくりに参加、協力するよう努める《10条》

なんだかやれる気がしてきたけど、まだまだたくさんの人や団体に協力してもらわんと心細いねえ。本当にできるとええっちゃね！

実現に向けて

協働の環境づくり

■市は、協働を推進するために、総合的かつ計画的な施策を実施する《7条2項》

市民活動団体の役割

■市民活動の持つ社会的意義を自覚し、自らの持つ知識と専門性を活かしてまちづくりに貢献《14条》